平成２３年（フ）第２４３号
三重県松阪市甚目町26番地３　レオパレスルーチェⅡ102、前住所三重県松阪市甚目町320番地５
債務者　川鶴　篤志（旧姓湯本）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４４号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　Ｐ６―403号
債務者　ラレス文子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４５号
三重県津市寿町７番２号、前住所三重県津市観音寺町577番地４
債務者　山根　佳春
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４７号
三重県津市半田1934番地
債務者　山川　啓子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
神戸市北区有野台２丁目９番　有野台公社賃貸住宅４―306号
債務者　森　　厚方
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７７号
兵庫県伊丹市南野北３丁目11番16号
債務者　村上　節子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９４号
兵庫県宝塚市平井５丁目４番18―203号
債務者　神原　大介
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３５号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目15番18―205号、前住所兵庫県西宮市上ケ原七番町１番100―302号
債務者　伊藤　和浩
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３６号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目15番18―205号、前住所兵庫県西宮市上ケ原七番町１番100―302号
債務者　伊藤　純子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４４６号
兵庫県伊丹市森本５丁目97番地２エーデル阪部十番館103号
債務者　岩本　忠義
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４６０号
兵庫県伊丹市西台４丁目４番11―101号、前住所大阪府泉佐野市松原１丁目６番11―103号
債務者　山根　智宏
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４６２号
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘16番11号　日の出ハイツ201号
債務者　金山豊こと　金　　太平
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４６３号
兵庫県宝塚市月見ガ丘16番11号　日の出ハイツ201
債務者　田代　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０６号
鳥取県鳥取市徳尾102番地22
債務者　堀田　寿枝
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０９号
鳥取県鳥取市徳吉272番地　市住Ｒ11―19号、旧住所大阪府大阪市住之江区粉浜西３丁目１番８―804号
債務者　原崎　久惠
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０５号
愛媛県松山市道後喜多町８番28号　井上ビル207号
債務者　山崎すみ子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１４号
愛媛県伊予郡砥部町川井1098番地１
債務者　上石　桂子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　松山地方裁判所民事部